

えば、研修手当を研修成果等により増減することは、生活費の実費弁償という研修手当の趣旨から認められません。

2 基準適合性

研修については、上記のとおり、その活動内容は入管法で在留資格として定められていますが、受入れのための基準が基準省令で詳細に定められており、この基準に適合することを「基準適合性」といいます。

したがって、研修制度について正しく理解し、技術等を教える体制を整えることが必要であるとともに、研修制度を適切に活用するためには、基準省令で定められている各基準を満たした上で研修生の受入れを行うことも必要です。

研修の基準は1号から9号まで規定されており、いずれの基準も満たしていないければ当該研修生は入国することができません。

1号から3号は主に研修生本人に係る基準であり、4号から9号は主に受入れ機関の研修実施体制に係る基準です。

以下の2点についても基準として定められており、これらを満たさない場合は、基準省令に適合しないものとして研修生を受け入れることができないことに留意してください。

(1) 研修生の保険加入義務

研修生が実務研修を受ける場合は、研修生が研修中に死亡したり負傷したり等した場合のための保障措置を講じなければなりません。

これは、研修生は労働者ではないため労災保険が適用されないので、実務研修は、外形的には受入れ機関の従業員と同様の作業に従事するもので、作業に伴う危険も大きいため、研修生の死亡や負傷等に対する保障措置を講じなければならないとする基準が設けられたものです。

(2) 営利目的であっせんを行う機関が介在していないこと

研修の実施に関し、「あっせん」を行う機関がある場合は、その機関の行う「あっせん」が「営利を目的」とするものではないこととする基準が設けられています。

研修・技能実習制度は、開発途上国等への技術移転という国際貢献を目的とする制度であり、労働者を受け入れるための制度ではありません。したがって、労働者を派遣する事業のように、研修生と受入れ